

(平成22年6月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年1月1日から同年7月1日まで
: ② 昭和29年7月1日から同年9月1日まで
: ③ 昭和35年4月1日から同年7月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

いずれの申立期間についても、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、いずれの申立期間も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、A社から提出された在職証明書及び事業所照会回答書から、申立人が厚生年金保険加入対象者として取り扱われていたことが確認できる上、申立人がA社に継続して勤務し（昭和35年7月1日にA社B事業所からA社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年2月5日における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、上記在職証明書及び回答書から、申立人は、昭和 28 年 12 月から 29 年 7 月 1 日まで、「日傭従業員」として A 社 D 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 社は、「申立人は、申立期間①当時、日傭従業員として当社に勤務していたが、当時、日傭従業員は厚生年金保険加入対象者ではなかった。」と回答しているところ、当時の同僚の一人は、「当時、日傭従業員は厚生年金保険加入対象者ではなかった。」と証言していることから、同社は、申立期間①当時、日傭労働者を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

3 申立期間②について、上記在職証明書及び回答書から、申立人は、昭和 29 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで、「臨時傭員」として A 社 D 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 社は、「臨時傭員は、雇用契約期間 2 か月以内の場合は、厚生年金保険加入対象者として取り扱っていなかった。」と回答しているところ、上記同僚は、「自分は、昭和 29 年 5 月 14 日から、臨時傭員として A 社 D 事業所で勤務している。」と証言している一方で、オンライン記録から、当該同僚は、A 社 D 事業所において、昭和 29 年 7 月 16 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社は、申立期間②当時、臨時傭員については、臨時傭員としての勤務開始から 2 か月程度、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

4 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 10 日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社から支給された、平成18年7月分賞与の記録がないことが分かった。

私は、賞与支払明細書を保管しており、間違いなく厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支払明細書及びA社から提出された給与支払明細書の控えから、申立人は、申立期間において、標準賞与額19万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に係る届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

新潟厚生年金 事案 955 (事案 503 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立期間②について、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日（昭和25年3月1日）及び資格取得日（26年10月1日）に係る記録を取り消し、申立期間②の標準報酬月額を、25年3月から26年7月までは3,000円、同年8月から同年9月までは6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月3日から23年6月20日まで
② 昭和25年3月1日から26年10月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A事業所で勤務した申立期間①と申立期間②について、記録が無い旨の回答を受けた。

最初の申立てでは、申立期間①及び②について、昭和23年以前から、A事業所に勤務していたことは推認されたにもかかわらず、申立期間①及び②が厚生年金保険被保険者として認められなかったことに納得がいかない。

新たな資料は無いが、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②に係る申立てについては、昭和43年11月23日付の商工会議所の永年勤続表彰状（20年勤続）及び同僚の証言から、申立人が23年以前から継続してA事業所に勤務していたことが推認できるものの、当該事業所は、申立期間①及び②に係る資料が無いため、厚生年金保険料の控除等について不明と回答している上、当時の事業主は既に亡くなっているため、厚生年金保険料の控除及び勤務実態について関連資料等を得ることができないことに加え、申立人は申立期間①及び②における厚生年金保険料控除に

係る具体的な記憶が無く、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無いほか、申立人の申立期間①及び②において、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 8 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 しかしながら、申立期間②について、今回の再申立てに当たって、オンライン記録から、申立期間②当時、A 事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚 3 人に照会したところ、当該同僚の証言から、申立人が申立期間②において、当該事業所に継続して勤務していることが確認できる。

また、申立人は、「申立期間②当時、A 事業所に工場長として勤務していた。」と申し立てしているところ、上記同僚 3 人のうち 1 人は、「我々と同じように仕事をしていた。」と証言している上、オンライン記録から、上記同僚 3 人は、申立期間②当時、A 事業所において厚生年金保険加入記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、A 事業所に引き続き勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、同僚の A 事業所における申立期間②前後の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和 25 年 3 月から 26 年 7 月までは 3,000 円、同年 8 月から同年 9 月までは 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 25 年 3 月から 26 年 9 月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 一方、申立期間①に係る申立てについては、申立人からは新たな資料等は提出されず、このほか委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成5年10月から同年12月までの期間を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成5年10月から同年12月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年10月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間における標準報酬月額が実際の給与額と違っていることが分かった。

申立期間の標準報酬月額は22万円となっているが、保管している一部期間の給与明細書から判断すると、いずれの申立期間においても標準報酬月額24万円分相当の厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成5年10月から同年12月までの標準報酬月額については、A社から提出された5年分及び6年分の「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」において確認できる報酬月額から、24万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給

与所得に対する所得税源泉徴収簿において確認できる報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、実際の報酬月額を届け出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成6年1月から同年8月までの期間については、A社から提出された「平成6年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」から、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額であることから、記録を訂正する必要は認められない。

さらに、申立期間のうち、平成6年9月については、上記所得税源泉徴収簿から、事業主が源泉控除していたと確認できる保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額であることから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成18年4月から同年8月までは18万円、同年9月は17万円、同年10月から19年8月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月1日から19年9月1日まで

以前から、給与明細書における総支給額と厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額とが相違しているのではないかと疑問を感じていた。

このたび、「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、やはり、標準報酬月額が相違していたため、社会保険事務所（当時）に照会したが、「ねんきん定期便」に記載された標準報酬月額で間違いは無い旨の回答を受け取った。

標準報酬月額の記録が相違していると思われるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支給明細書並びにA社から提出された平成18年分及び19年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿において確認できる厚生年金保険料控除額から、18

年4月から同年8月までは18万円、同年9月は17万円、同年10月から19年8月までは19万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、実際の報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 7 月 31 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社B出張所に勤務していた申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、A社B出張所で勤務していた当時、C国民健康保険組合に加入しており、当初は同組合の第二種組合員であったが、昭和 42 年 4 月から第一種組合員に切り替えてもらったことを記憶している。

C国民健康保険組合の第一種組合員は厚生年金保険への加入が義務づけられていたので、申立期間はA社B出張所において厚生年金保険に加入していたはずである。

給与から健康保険料及び厚生年金保険料が控除されていた記憶もあるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「A社の採用ではなく、その下請会社であるD社の採用であった。」と申し立てているところ、同社の代表者、及び申立人が、申立人と同様に、D社において基幹要員として勤務していたとして氏名を挙げる同僚の証言から、申立人は、A社B出張所が請け負った現場において、その下請会社であるD社の社員として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が、「自分と同様に、D社において基幹要員として勤務していた。」とする申立人の実兄及び上記同僚は、A社B出張所における厚生年金保険被保険者原票にその氏名を確認することができない。

また、オンライン記録から、申立期間前後、A社B出張所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる従業員 10 人を調査したと

ころ、このうち5人は同社の社員であることが確認できる一方で、残る5人のうち4人は下請会社の社員であることが確認できることから、下請会社の社員であっても、一部の社員については、同出張所において被保険者資格を取得している事実が確認できるが、上記4人に照会したところ、その役職はいずれも、下請会社の代表者、事務担当者又は現場管理職であると証言していることから、「自分は基幹要員として勤務していた。」と申し立てている申立人とは、その役職に相違がみられる。

さらに、申立人は、「当時、基幹要員だけでも、他の下請会社を含めれば300人ぐらいいた。基幹要員は厚生年金保険に加入していたと思う。」と申し立てているところ、オンライン記録から、A社B出張所が厚生年金保険の適用事業所であった昭和39年9月1日から45年10月1日までの間に、被保険者資格を取得している者は全部で275人確認できるが、上述のとおり、それら取得者の中には、同社の社員と同社の下請会社の従業員が混在している。

これらを総合的に判断すると、A社は、同社の下請会社で勤務していた従業員については、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、上記4人のうち2人は、「当時は失業保険に加入していた。」と証言しており、このうち1人については、A社B出張所における厚生年金保険被保険者期間とほぼ一致する雇用保険の加入記録が確認できるのに対し、申立人には申立期間において雇用保険の加入記録が確認できない。

さらに、申立人は、「自分は申立期間中、C国民健康保険組合の第一種組合員であった。」と主張しているところ、申立期間当時、申立人の長女が通院していた病院が保管する外来病歴の記載から、その長女が、何らかの国民健康保険証を使用して当該病院を受診したことが確認できるが、当該病歴に記載された保険記号及び番号について、C国民健康保険組合は、「当該記号及び番号は、当組合の組合員記号及び番号ではない。また、データの保管が無く、申立人が組合員であったかどうかは確認できない。」と回答していることから、申立人が申立期間当時、同組合の第一種組合員であったことが確認できない。仮に、申立人が同組合の第一種組合員であったとしても、同組合の担当者は、「組合として第一種組合員のすべてが厚生年金保険に加入しているかどうかについては把握していない。」と証言しており、同組合の第一種組合員であったことをもって、厚生年金保険に当然加入していたとは言えない。

加えて、オンライン記録によれば、D社は、昭和44年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月6日から32年11月13日まで
退職前にA年金相談コーナーで、退職予定日までの年金の加入期間について確認してもらったところ、B社に勤務していた昭和30年7月6日から34年3月30日までが、船員保険被保険者期間となっていないことが分かった。
ところが、「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、B社に勤務していた上記期間のうち、昭和32年11月13日から34年3月30日までが、船員保険被保険者期間であることが分かった。
当該期間が船員保険被保険者期間であるならば、申立期間も被保険者期間であるはずなので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているC機関（当時）の証明書から、申立人は、申立期間において、D丸、E丸及びF丸に乗船し、機関員又は機関長として従事していたことが確認できる上、申立人の主張及びF丸の乗船期間の一部がB社に係る船員保険被保険者期間となっていることから、これらの船舶は、同社を船舶所有者とする船舶だったことが推認できる。

しかしながら、船員保険船舶所有者記号原簿によると、B社は昭和32年11月13日に船員保険の適用事業所となっており、申立期間は当該事業所が適用事業所になる前の期間である。

また、B社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人が同社において船員保険被保険者資格を取得した昭和32年11月13日と同日に、B社において船員保険被保険者資格を取得した者が32人確認できるところ、オンライン記録により、申立期間に船員保険の被保険者期間がある者がこのうち4人いることが確認できるが、いずれの被保険者期間についても、同社における船員保険

被保険者期間であることが確認できない。

さらに、オンライン記録において、申立人が氏名を記憶している同僚の船員保険又は厚生年金保険の加入記録が確認できない。

加えて、B社の事業主は既に亡くなっており、当時の事情を知る者もほかにいないことから、船員保険の加入状況について具体的な証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年12月20日から26年4月1日まで
② 昭和26年4月1日から同年11月1日まで
③ 昭和28年2月1日から34年5月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間①、②及び③が厚生年金保険被保険者期間となっていなかったため、社会保険事務所（当時）に照会したところ、やはり申立期間①、②及び③は厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

申立期間①は、A社B工場又はC社（現在は、D社）に、申立期間②は、C社又はE社に、申立期間③は、C社に勤務していたと記憶しており、当時の同社における営業報告書及び確定申告書があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 すべての申立期間について、申立人はC社に係る厚生年金保険に加入していた可能性があることを申し立てているが、D社は、「当社最古の営業報告書に記載されているとおり、申立人は、会社の設立当初から取締役であったようであるが、昭和34年当時に書かれたと考えられる申立人の経歴書によると、申立人はC社の系列各社に勤務しており、この間、C社において厚生年金保険被保険者資格を取得していたかどうかは不明である。なお、当社で保管している社会保険被保険者台帳によれば、申立人が、C社において厚生年金保険に加入したことが確認できるのは、43年2月1日からである。」と回答しており、申立人のすべての申立期間における、C社での厚生年金保険

の加入状況について確認することができない。

また、上記経歴書、申立人の妻及びD社から提出されたC社の営業報告書並びに同社の商業登記簿謄本により、申立人が申立期間①前の、昭和24年4月26日から同社の取締役であったことが確認できるが、オンライン記録によれば、同社の取締役のうち、申立人を除く5人の厚生年金保険被保険者期間にはそれぞれ、1か月ないし101か月の空白期間があることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当時、C社は、取締役を厚生年金保険に加入させていなかった期間があることがうかがえる。

- 2 申立期間①について、オンライン記録から、申立人は昭和25年4月21日から同年12月20日まで、A社B工場において厚生年金保険に加入していることが確認できる上、上記経歴書には、「昭和26年3月 A社退職」と記載されていることが確認できることから、申立人が、申立期間①中も引き続き当該事業所に勤務していた可能性は否定できない。

しかしながら、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①当時、当該事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員6人に、申立人の勤務実態について照会したが、このうち3人は既に亡くなっており、2人は高齢等の理由から証言を得ることができず、所在の確認できた1人からは、申立人が申立期間①中に当該事業所に勤務していたことをうかがわせる証言を得られなかったことに加え、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳において、当該事業所における被保険者資格を喪失した原因として「解雇」と記載されていることが確認できるなど、申立人が申立期間①も当該事業所に勤務していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①も引き続き、当該事業所に勤務していたことを確認することはできない。

- 3 申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、E社は、昭和26年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、E社はD社の関連会社であるところ、D社の元役員は、「申立人は、E社を設立し、代表取締役として事業を行っていたことから、当時は、C社において厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と証言している。

- 4 申立期間③について、上記経歴書によると、申立人は昭和26年4月から29年4月までの期間、E社の取締役となっていることが確認できるが、社会保険事務所の記録によると、同社は28年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間③当時は適用事業所ではなかったこと

が確認できる。

また、上記経歴書から、申立人は申立期間③のうち、昭和 29 年 4 月から 31 年 4 月までの期間、C 社の関連会社である F 社の取締役となっていることが確認できるが、住所地を管轄する法務局に同社の商業登記簿謄本は確認できない上、オンライン記録において、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

さらに、C 社の関連会社である G 社の商業登記簿謄本において、申立人は、昭和 34 年 1 月 8 日から同社の取締役であったことが確認できるが、オンライン記録によると、同社は同年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間③のうち、同年 1 月 31 日以前の期間については適用事業所でなかったことが確認できる。

加えて、G 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間③において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたものとは考え難い。

また、申立人の妻から提出された申立人に係る昭和 35 年分の確定申告書の「社会保険控除」欄には「健康保険」の記載が確認できることに加え、34 年分の確定申告書の同欄には、「健康保険」、「国民健康保険」の記載が確認できる一方で、31 年分から 33 年分までの確定申告書の同欄には「国民健康保険」との記載しか確認できない。

- 5 このほか、申立人のいずれの申立期間においても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月 21 日から 60 年 6 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社B営業所に勤務した期間のうち、臨時社員として勤務した昭和 59 年 9 月 21 日から 60 年 2 月 28 日までの期間及び正社員として勤務した同年 3 月 1 日から同年 5 月 31 日までの期間の計 9 か月間が、厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間中は、営業職として勤務し、厚生年金保険料は給与から控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立人は、昭和 59 年 9 月 21 日から 60 年 2 月末までは臨時社員として、同年 3 月 1 日から同年 5 月末までは正社員として勤務していた。」と回答していることから、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 60 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は当該事業所が適用事業所になる前の期間である。

また、オンライン記録により、申立人がA社B営業所で一緒に勤務したと記憶している同僚 4 人に係る同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日はいずれも、申立人と同様、同社が適用事業所となった昭和 60 年 6 月 1 日であることが確認できる。

さらに、上記同僚のうち一人は、「申立期間中に厚生年金保険料を控除されていた記憶は無い。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 11 月から 3 年 8 月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかったため、社会保険事務所(当時)に照会したところ、やはり、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

A社にも問い合わせたが、申立期間当時の資料からは私の氏名が確認できないという回答であった。

私は、社会保険に加入できるという条件で、A社B店に開店時からパートとして勤務したと記憶しており、厚生年金保険に加入していないのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した預金通帳の写し及び申立人がその氏名を挙げた複数の同僚の証言から、申立人は申立期間当時、B店に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B店を経営するA社は、「現在、当社に保管されている記録を調べたが、申立人の氏名は確認できなかった。」と回答している上、「当時のパート社員に係る社会保険への加入の取扱いに関する規程等については不明である。」と回答していることから、申立期間当時における申立人の厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

また、申立期間当時、B店でパート社員として勤務していた元従業員は、「当時、B店においては、店長だけが正社員で、それ以外はパート社員とアルバイトだった。パート社員の社会保険加入は強制ではなく、本人が希望すれば加入させていた。私は希望して社会保険に加入した。」と証言しているところ、オンライン記録によると、上記元従業員は、A社において厚生年金保険被保険者

資格を取得していることが確認できる上、他のパート社員のうち、店長代理をしていたパート社員を含む複数の元従業員についても、資格を取得していることが確認できるが、申立人及び上記元従業員が、氏名又は名字を挙げたパート社員の中には、同社において資格を取得していることが確認できない者もいる。

これらのことから、申立期間当時、A社は、必ずしもすべてのパート社員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「社会保険に加入することが入社条件だった。」と申し立てているものの、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から43年6月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、昭和42年10月から減額になり、43年7月に元の標準報酬月額に戻っていることが分かった。

昭和42年4月にA社B支店からA社C支店へ転勤し、前任地の寮からD地方の寮に転居したが、住宅事情も大して変化が無かった上、残業手当も変わらなかったと記憶している。

標準報酬月額が下がる要因が無かったと思うので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る従業員名簿には、その「月俸」欄に金額が記載されていることが確認できるものの、給与から控除された厚生年金保険料額が確認できない上、A社健康保険組合は、「当時の資格取得届、算定基礎届等については保存期間経過により確認できなかった。」と回答していることに加え、申立人及び申立人がA社C支店の同僚としてその氏名を挙げた同僚の二人のうち、照会できた一人は、「当時の給与明細書等を保管していない。」としていることから、申立人の申立てどおりの給与の支給及び保険料控除について確認することができない。

また、オンライン記録から、上記同僚の二人のうち一人の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額が減額したのと同じ日である昭和42年10月1日に、申立人の標準報酬月額と同額に減額となっており、他の一人も、43年10月1日に標準報酬月額が減額していることが確認できることから、申立人の標準報酬月

額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間における申立人の標準報酬月額について遡^{そきゅう}及訂正等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間について、申立てどおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 21 日から 30 年 11 月 19 日まで
② 昭和 30 年 11 月 25 日から 37 年 7 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に記録を照会したところ、申立期間①及び②が脱退手当金を支給済みとの回答を受け取った。

脱退手当金を受給した覚えは無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の勤務していたA社において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年7月1日の前後の各3年間に同資格を喪失した脱退手当金受給資格者(女性)31人の記録を確認したところ、21人に脱退手当金支給記録が確認でき、このうち、連絡先の確認できた10人はいずれも、脱退手当金を受給したことを認めている上、請求手続を事業所で代行してもらった旨証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金請求に係る照会に対する回答と思われる記載(昭和38年5月15日回答)が確認できるほか、A社を退職後、昭和52年7月1日にB共済組合へ加入するまでの間、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金

を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 965 (事案 512 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年9月1日から20年8月26日まで
② 昭和20年8月26日から32年10月10日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、勤労働員学徒としてA事業所で勤務した申立期間①と、B事業所で勤務した申立期間②について、記録が無い旨の回答を受けた。

最初の申立てにおいて、申立期間①については、勤労働員学徒であったため健康保険のみに加入し、労働者年金保険には加入していないとされた。

申立期間②については、B事業所に勤務していたことは推認されたが厚生年金保険料の控除が確認できなかつたとされた。

上記の理由で、申立期間①及び②の結論が出されたことに納得がいかないため、新たな資料は無いが、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、以前の申立てに係る調査において、申立人は、申立期間①当時、勤労働員学徒として勤務していたことが確認できるが、勤労働員学徒については、健康保険法における事業所に使用される者と解することは適当である一方で、労働者年金保険法(現厚生年金保険法)における被保険者には該当しない取扱いとなっていた。

2 申立期間②に係る申立てについては、以前の申立てに係る調査において、商工会議所の永年勤続表彰状及びB事業所の同僚の証言から、申立人が申立期間②に勤務していたことが推認できるものの、当該事業所は、申立期間②に係る資料が無いため、厚生年金保険料の控除等について不明と回答してい

る上、当時の事業主は既に亡くなっているため、厚生年金保険料の控除及び勤務実態について関連資料等を得ることができなかった。

3 上記のほか、申立人の申立期間①及び②において、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 8 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

4 その後、申立人は、当委員会の決定に納得がいかないとして再申立てを行っているが、申立人からは新たな資料等は提出されず、このほか委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間①及び②の厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 966 (事案 195 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
最初の申立ては認められなかったが、その後、申立期間当時に A 社の社長から通知された内容を記入したメモが見つかったので、再度調査し、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、以前の申立てに係る調査において、事業主及び同僚の証言から、申立人が B 職種として申立期間から引き続き A 社に勤務していたことは推認できるが、当該事業所が保管している申立人に係る「資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書」及び「資格喪失届確認通知書」の資格取得年月日及び資格喪失年月日は、オンラインの記録と一致している上、雇用保険の資格取得年月日及び離職年月日も一致している。さらに、同社は「B 職種として入社した人についてはその仕事ぶりを見てから社会保険に加入させている。」と回答しており、申立人も社会保険加入時に社長からそのような説明を受けた記憶があるとしていることなどにより、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 12 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新しい資料として、昭和 52 年 6 月 12 日に本社において A 社社長から、社会保険、雇用保険に加入し同年 7 月の給料から差し引く旨通知された内容を記入したメモを提出し再申立てを行っているが、提出されたメモからは申立人の申立期間当時における厚生年金保険料の控除について確認することができず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月1日から3年7月31日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A県教育庁B教育事務所管内のC小学校に勤務していた期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間は、定年退職後に臨時教員として勤務した期間で、職場の同僚の氏名なども記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A県教育庁B教育事務所から提出された「臨時職員（定数外）給料個票」及び申立人の履歴書、A県学校生活協同組合発行の「A県教職員名簿」、並びに同僚職員の証言から、申立人が、平成2年7月29日から3年7月28日まで、A県教育庁B教育事務所管内のC小学校に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が臨時教員として採用された当時のC小学校の事務職員は、「申立人に係る厚生年金保険や健康保険の加入手続をした記憶は無く、申立人は、平成2年3月31日の定年退職時に手続をした公立学校共済組合の任意継続による短期給付を続けていた。」と証言している。

また、申立人は、「定年退職と同時に公立学校共済組合の任意継続制度に被扶養配偶者とともに加入していた。」と申し立てているところ、オンライン記録によると、申立人の妻は、申立期間前の平成2年1月31日から、申立人が申立期間後、初めて厚生年金保険被保険者資格を取得する3年9月1日までは、国民年金第1号被保険者であり、同日から第3号被保険者となっていることが確認できる。

さらに、A県教育庁B教育事務所に係る厚生年金保険の被保険者記録には、

申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。